

令和6年8月9日

令和6年第1回臨時会会議録

中種子町議会

# 令和6年第1回中種子町議会臨時会会議録

令和6年8月9日（金曜日）午前10時開議

## 1. 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて  
(令和6年度中種子町一般会計補正予算(第2号))
- 第4 同意第2号 中種子町固定資産評価員の選任につき同意を求める件
- 第5 同意第3号 教育長任命につき同意を求める件

-----○-----

## 2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

## 3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	大町田 勇 希 君	2番	梶 原 哲 朗 君
3番	秋 田 澄 徳 君	4番	池 山 喜一郎 君
5番	橋 口 渉 君	6番	永 濱 一 則 君
7番	池 山 朝 生 君	8番	濱 脇 重 樹 君
9番	日 高 和 典 君	10番	戸 田 和 代 さん
11番	浦 邊 和 昭 君	12番	迫 田 秀 三 君

-----○-----

## 4. 欠席議員は次のとおりである。(0人)

-----○-----

## 5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	田淵川 寿 広 君	副 町 長	阿世知 文 秋 君
総務課長	上 田 勝 博 君	農林水産課長	秋 田 幸 博 君
建設課長	黒 木 聡 君	行政係長	牧 瀬 亮 君
財政係長	東 郷 伸 也 君	教育総務課長	森 山 豊 君

-----○-----

## 6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	榎 元 卓 郎 君	議事係長	高 磯 俊 幸 君
--------	-----------	------	-----------

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） おはようございます。

ただいまから、令和 6 年第 1 回中種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

-----○-----

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三君） 日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、5 番橋口渉君、6 番永濱一則君を指名します。

-----○-----

#### 日程第 2 会期の決定

○議長（迫田秀三君） 日程第 2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本臨時会は、本日 8 月 9 日の 1 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 8 月 9 日の 1 日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第 3 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて

（令和 6 年度中種子町一般会計補正予算（第 2 号））

○議長（迫田秀三君） 日程第 3、承認第 8 号、「専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本案について説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

承認第 8 号について御説明をいたします。今回の補正でございますが、6 月 17 日から 18 日にかけて発生した梅雨前線豪雨災害の復旧に係る経費を緊急に計上するもので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 7 月 9 日付けで、一般会計補正予算（第 2 号）を専決処分いたしましたので、同法第 3 項の規定により報告するものでございます。

歳出予算は、災害復旧費で道路 17 件、河川 9 件、農業施設など 27 件の復旧経費を計上しております。

歳入予算は、財源調整のため財政調整基金の繰入金を計上しております。

その結果、歳入歳出にそれぞれ 1,561 万 6 千円を追加し、補正後の予算総額を 79 億 4,060 万 5 千円とするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第8号を採決します。

お諮りします。本件は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第8号は承認することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第4 同意第2号 中種子町固定資産評価員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三君） 日程第4、同意第2号、「中種子町固定資産評価員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第2号について説明いたします。

固定資産評価員について、地方税法第404条第1項の規定により市町村に設置することになっております。また、同条第2項において、その選任は市町村長が議会の同意を得て選任することになっております。

本町においては、従来から固定資産評価員に税務課長を充ててきているところでございますが、御承知のように7月1日付の人事異動によりまして、税務課長の異動があったところでございます。

つきましては、次の者を固定資産評価員として選任したいので、地方税法第404条第2項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。

住所が鹿児島県熊毛郡中種子町油久、氏名田平さやか。現税務課長でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第2号を採決します。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、同意することに決定されました。

-----○-----

**日程第5 同意第3号 教育長任命につき同意を求める件**

○議長（迫田秀三君） 日程第5、同意第3号、「教育長任命につき同意を求める件」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第3号について説明いたします。

前教育長北之園千春氏が7月31日付で退任されました。よって、次の者を後任に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住所が、鹿児島県熊毛郡中種子町坂井、鮫島孝則でございます。任期は、前教育長の残任期間、令和7年4月15日までとなります。7月まで岩岡小学校の校長として勤務をされておりました。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 3点伺います。

まず1点目、鮫島孝則氏は7月に依願退職をされています。この間、校長不在となります。6年生は卒業という大事な時期に向かうが、子どもたちの学校教育環境、現場に支障はないと言えるのか。また、校長の後任人事は、スムーズに進められるのか。

2点目、7月の依願退職は、覚悟を決めてのことであるとの見方。一方、同意されるありきとの受け取り方もある。

3点目、町長が任命する最大の理由は、何か。

以上、町長にお伺いをいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 3点の質問がございました。後任の人事ということで、現在空席ということになっておりますが、教頭先生が職務代理者という形で、校長代理を務めている現状でございます。

おっしゃるように子どもたちの教育のためには、校長の不在期間というのは、短期間で済ませないといけないという風を感じております。

私のほうに人事権がございませんので、これに関しては、県教委のほうにしっかりその時点で相談をして、対応をお願いしており、早急に対応していただけるというような話を伺っておるところでございます。

7月で退職をされて、中種子町の教育行政、そしてまた、社会教育含めた教育

長部局での仕事を頑張ってみたいという本人も強い意思をお示し頂きました。

そういった中で、小規模校対策というのがこれから必要になるのではないかと  
いうところも重要視される部分でもあるという観点から、本町出身であり、また、  
小規模校の校長をなさっていたということもあり、そういったところでは、学校  
教育の教育レベルに関しては、議員の皆さんの御理解を頂いて学校教育課という  
ものを設置しております。そこで出てきている数字が、非常にいい方向に上向き  
になってきておりますので、ここはまた、学校教育課にこれまで継続で教育部門  
を頑張ってもらおうとしても、社会教育を含めた生涯学習含めた町全体の教育業務  
をまとめていくにも適任ではないか、というふうな判断をしたところでございま  
す。本人もその思いを胸に退職をしたというところでございます。

すみません。あともう1点ちょっと自分が書き忘れたので、すみません。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 町長が任命するに当たって、最大の理由は何かということ  
です。

○町長（田淵川寿広君） 今、答弁をさせていただいたところで2つまとめてしゃべ  
ってしまいましたが、そういうような思いがあり、現時点では、地域の小規模校、  
それからまた、社会教育という分野では、今の時期は地元に通じている方が適  
任ではないかという判断もございました。

そういったところで、このような御提案をさせていただいているところでござ  
います。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 再度お尋ねをいたします。

県教委に後任人事は当然決定権っていいですか、あると思うんですが、この県  
教委に対して、早急に対応するという回答ですが、これは、いついつということ  
は決定はされてませんよね。

もう1点。学校教育に支障があるか。この校長の不在期間。

そのことにお答えをお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 県教委のほうからは、いついつ人事を行うということにつ  
いては、早急に対応はするが、まだ現状としては言えない状況であります。た  
だし、私が直接県教育委員会の方に出向いて協議をしておりますし、北之園前教  
育長が辞職願を出してからずっと自分が熊毛教育事務所とも協議を進めておりま  
す。そういった中で早急に対応することをお願いをしておりますし、県教育委員  
会の方も、学校教育の観点から校長不在というのは短期間で抑えたいという風な  
ことで話を伺っておりますので、あとはもう県教委からの連絡待ちというような  
ことになっております。

学校教育に与える影響はないかということですが、この同意案件、同  
意を頂きますと、当然、本町の全般にわたる教育行政もそうですが、学校教育課、  
そしてまた、もし教育長を同意頂いた場合は、教育長としても、今、自分が校長

をしていた学校に対し、職務代理者である教頭に対する指示、そういったものも含めて丁寧な対応をしていただきたいというふうに考えているところでございます。

確かに不在ということで、そういったものも出てくるかもしれませんが、それを最小限に抑える努力を我々としてはしていきたいという風に考えております。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありませんか。

1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 現在、岩岡小学校の校長が不在となっている状況ですが、この現状について岩岡小学校に在籍している児童の保護者などへの現在の状況の説明、また今後の見通し等について、行政として説明はされたのでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 同意案件ということでございまして、ここで提案をさせてもらうまでは、あまり公にできない部分もあるということではあったので、躊躇はしたのですが、ちょっとそこら辺は、校区の皆さんも心配をされるということで、保護者というよりも校区長さんのほうにお話をして、こういう方向で進めていくつもりでいるというようなお話をさせていただいたところでございます。

学校区、小規模校においては、保護者もそうですが、校区のみなさんもやはりそこに関しては非常に心配される部分もあるかという風に感じたところでございましたので、内々ということで、そういうお話をさせていただいてるところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） すみません、今のは校区長にのみ内々でっていったとこだったんですけど、私の質問は、保護者へっていうところだったのですが、保護者への説明を今後するのか、しないのか。お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 教育長のほうが同意を得られるようであれば、教育長のほうから説明をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 私は反対であります。反対の理由は、時期が今ではない。このことが最大の理由であります。

私は、教育長の職務代理は、教育委員の代表で問題ないと思いますが、しかし、学校長の空白期間はいかななものなのかと考えます。結論は、来年4月の区切り、1つのけじめをつけてからでも遅くないかなと考えるからであります。

以上です。

○議長（迫田秀三君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（迫田秀三君） ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会い人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に秋田澄徳君、池山喜一郎君を指名します。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（迫田秀三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱確認〕

○議長（迫田秀三君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（榎元卓郎君） 1番、大町田勇希議員。2番、梶原哲朗議員。3番、秋田澄徳議員。4番、池山喜一郎議員。5番、橋口涉議員。6番、永濱一則議員。7番、池山朝生議員。8番、濱脇重樹議員。9番、日高和典議員。10番、戸田和代議員。11番、浦邊和昭議員。

○議長（迫田秀三君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。秋田澄徳君、池山喜一郎君は開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（迫田秀三君） 投票の結果を報告します。投票総数11票。有効投票11票、無効投票0票。有効投票のうち、賛成10票。反対1票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第3号は、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（迫田秀三君） これで臨時会に提出されました議案などは全部議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。



以上をもちまして、令和6年第1回中種子町議会臨時会を閉会します。  
御苦労様でした。

-----○-----

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員